

# 高知くらしの護身術

117

## 架空請求

### 増えるメールの手口

(2009年1月13日掲載原稿)

携帯電話への架空請求メールの相談が増加しています。

平成20年12月1ヶ月間だけで77件もの相談が寄せられており、平成20年度のメールによる架空請求相談件数は、既に昨年度の相談件数107件を越えています。

そのメールの内容は、「サイト料金を滞納している。本日中に連絡なき場合は法的手続きを取る」「無料期間内に退会処理がされていないので、翌日の正午までに連絡なき場合は身辺調査に入る。調査完了後は債権回収業者による料金回収、少額訴訟を行う」等……いずれも「訴訟」とか「身辺調査」、「法的手続き」等の難解な言葉を使い消費者に急いで電話をかけさせようとしています。

訴訟は怖い、自宅や職場への料金回収は困るとの思いは誰にでもあります。このような消費者の不安や恐怖心につけこんだ悪質なメールを受け取ったら、あわてずに消費生活センターに相談して下さい。また、携帯電話会社にも送信元などの情報提供をぜひ行って下さい。情報提供をすることにより、悪質業者の電話の利用停止が行われる可能性もあります。

悪質業者は消費者が電話をしてくるのを待っています。無視をして放置するのが一番の対応策です。

消費生活センターのインターネットホームページ

(<http://www.pref.kochi.jp/~seikatsu/shohi/>)には、架空請求メールの実物や業者名(CABOS、SNJ、ネットワークビジョン等)を掲載しています。

覚えのない請求が届いた場合には、ぜひ、消費生活センターのホームページで確認して下さい。